電子印鑑なら GMOサイン

一 豊田市事業者説明会 一

GMOグローバルサイン・ホールディングス

電子契約事業部

2022.3



アジェンダ



- 1 会社紹介
- 2 電子契約とは
- 3 電子契約の流れ
- 4 契約締結の流れ
 - (1)準備

(2)締結

- 5 電子署名の確認方法
- 6 困ったときは

7 デモンストレーション

会社紹介



GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした
	各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者	青山満
設立	1993年12月
資本金	9億1,690万円(2019年12月)
従業員数	社員932名(2019年12月)
株式	東京証プライム(証券コード 3788) JPX
加盟団体(抜粋)	日本ネットワークセキュリティ協会 3788
	トラストサービス推進フォーラム
	デジタルトラスト協議会

クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、 幅広いラインナップでお客さまのビジネスを支えています。

4

クラウド・ホスティング事業	・販売実績24年 ・ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上	
セキュリティ・電子認証事業	 ・電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上 ・SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上 ・国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3 	Glo Glo

DNV-GL

GMO グローバルサイン・HD @GlobalSign



電子契約とは

電子契約とは

電子契約の主なメリット



	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ(PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

GMO GlobalSign Holdings K.K.

契約は「当事者の意思の合致」で成立

契約書に記名押印または、契約内容を記録した電磁的記録に電子 署名を講じなければ契約は確定しない。(地方自治法234条第5項)

本人の押印があれば、本人の意思と推定される

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、 真正に成立したものと推定する。(民事訴訟法228条4項) 電子契約とは 電子署名法2条、3条における政府見解の流れ



[7月17日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf

[9月4日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A (電子署名法第3条関係) https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei3 ga.pdf [11月17日デジタルガバメントWG] <u>https://www8.cao.go.jp/kisei-</u> kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/201117digital06.pdf



電子契約とは | 電子帳簿保存法

国税関係書類の電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。 結論、GMOサインは電子帳簿保存法に標準対応しております。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	認定タイムスタンプの押印 忍できるようにすること(規則8条1項1号)又は 正当 な理由のない訂正・削除の防止に関する事務処理規程の 運用・備付(同2号)	日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報 確認
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則8条1項) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっ ても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存され ているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」(規則8条1項)	法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> (規則3条1項4号) 2)システム概要書類の備付(規則3条1項3号イ) 3) <u>検索機能</u> (規則3条1項5号)	 1)ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3)文書名、契約相手、期間、金額等により検索が可能

参考

(国税庁) 電子帳簿保存法について https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/

印紙税法第2条は、課税対象となる「**文書には、…印紙税を課する。」と規定**しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/16 2/touh/t162009.htm

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない」

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokai to/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文 請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信し たとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同 様に、課税文書を作成したことにはならないから、印紙 税の課税原因は発生しない」

自治体でも採用!導入企業数190万社突破

《導入NÖ.1_{*1}》 《契約NÖ.1_{*2}》 《契約NÖ.1_{*4}》 《安全なNÖ.1_{*3}》 《法務がNÖ.1_{*2}》 《法務がNÖ.1_{*3}》



※1 導入企業数は「電子印鑑GMOサイン(OEM商材含む)」を利用した事業者数(企業または個人)。1事業者内のユーザーが複数利用している場合は1カウントする。
 ※2 契約社数「90万社」(複数アカウントをご利用の場合、重複は排除)
 ※3 日本マーケティングリサーチ機構調べ(2020年2月期)
 ※4 電子署名およびタイムスタンプが付与された契約の送信数(電子署名法の電子署名の要件より)。自社調べ。

電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスが あれば利用可能。費用負担もありません。

5つのポイント



身元確認済み電子証明書 国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある 証明書発行システムと直接連携。国 際的な審査基準(WebTrust)を満 たす電子認証局を子会社にもつ当社 だからこそ実現できる信頼性を提供 します。



Adobe Approved Trust List Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術 要件を満たす信頼性の高いルート 証明書を使用。Adobe Reader でも 簡単に電子署名の有効性を検証で き、締結相手方にも安心いただけ ます。



税務対応も安心 電子帳簿保存法に標準対応 税法上で要求される検索機能や見 読性を標準実装。締結済みの電子 契約を紙に印刷することなくその まま長期保存が可能。

立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を 利用して署名を行うので相手方の費 用負担がありません。また、メール 認証だからスピーディに契約締結。



安全性



WAF (Web Application Firewall) 不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断 外部のセキュリティ専門業者による ぜい弱性診断を定期的に実施



専用環境(HSM)**で署名鍵保管** すべての署名鍵は、堅牢な環境で 生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化 1つ1つの契約データごとに 個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化 SSLにより通信を暗号化し 盗み見や改ざんを防止



データバックアップ すべての契約データを毎日バックアップ

日次でバックアップしているほか 月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は 国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど 各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に より社外からの業務外のアクセスや 情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム ウェブ会議システム・ウェブチャット



電子契約の流れ

電子契約の対象となる契約

建設工事請負契約、委託契約、物品供給契約、を電子契約で締結することが可能。

※電子契約できない契約もあるので注意(下記【電子契約対象外】参照)

豊田市の電子契約について

※令和5年3月公告の工事契約、令和5年6月以降(予定)公告の物品・委託契約から試行導入してい きます。

※受注者同意のもと電子契約で契約締結を行います。

(受注者の意向により、従来どおりの紙面での契約も可能です。)

【電子契約対象外】

- ・法令等で書面化義務のある契約※1
- ・契約期間が10年を超える契約。
- ・個人(個人事業主(開業届を税務署に提出している個人)を除く)との契約

※1電子化に規制の残る契約文書

文書名	根拠法令	改正法施行予定
①特定商取引(訪問販売等)の契約等書面	特定商取引法	令和5年6月に改正予定
②事業用定期借地契約	借地借家法	電子化の予定なし

書面での契約事務との変更点

1 契約締結日は発注者・受注者双方が電子署名を講じた日です。

〔根拠〉地方自治法第234条第5項

〔運用〕

留意事項

・年月日から本契約の締結までの間に、甲又は乙がなした本契約に定める行為に相当する
 行為は、本契約に基づくものとみなして、本契約を適用する。

2 落札(決定)日から、契約締結予定日までに双方の電子署名を講じること。

〔根拠〕豊田市契約規則

〔運用〕

・受注者決定後、速やかに支出負担行為を起案し、決裁権者の決裁をとること。

3 事前に、「あいち電子申請・届出システム」にてメールアドレスを提出してもらいます。

〔運用〕

- ・入札又は入札参加申込時にご登録いただきます。
- ・契約締結権限者の役職氏名、利用するメールアドレス・アクセスコード等を提出してもらう。
 (後述)



契約締結の流れ







(1) 準備

入札又は入札参加申込時に「<u>あいち電子申請・届出システム</u>」の登録

<u>「あいち電子申請・届出システム」にてメールアドレス・アクセスコードの提出してもらいます。</u>

0.96

・契約締結権限者の役職氏名、電子署名に利用するメールアドレス等を「あいち電子申請届出システム」に記入し登録していただきます。

豊田市電子契約承認メールアドレス申請・ 更新

入力の状況

豊田市の「豊田市電子契約承認メールアドレス申請・更新」のオンライン申 請ページです。

豊田市電子契約承認メールアドレス申請及び更新申込

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

- または -

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。 一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

〇「あいち電子・申請届け出システム」 よりメールアドレスの登録が必要にな

- ります。
- ※すでに登録済みであってもメールアド レスの確認は行ってください。
- ○電子契約はメールでのやり取りになる ため、契約相手方のメールアドレスを 確認する必要があります。
- 〇電子契約を締結する権限のある方のメ ールアドレスを必ず記入する必要があ ります。

【登録方法】

https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smartapply/apply-procedure-alias/keiyaku-Emailaddress



(2) 締結

受注者に署名依頼メールが届きます

メール件名「豊田市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」



- ・設定したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ・受注者は自身で署名を行うか、他の人に署名依頼を転送するかを選択します。
- ・メールが届きましたら、「文書を確認する」ボタンもしくはURLより文書へアクセスし契約書の内容を確認した上で、署名を してください。
- ・円滑な契約締結のため、受注者へ当日中に契約書等の内容確認のため、必要事項を記載した契約書等一式をメール送付し、事前に確認をお願いする場合がございます。この際に、修正すべき事項等があれば申し出を願いします。

アクセスコードについて

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。



署名者変更について

ご自身で署名を行うか、任意の署名権限者へ署名依頼を転送するか選択いただきます。

 署名者設定 署名を他の人に依頼する場合、転送先を入力してください。 自分で署名する 他の人に依頼する 第名者名 氏名 	1	操作手順 1 署名者を選択します 2 【次へ】ボタンをクリックします
必須 連絡先 ※いずれかご入力ください。		
メールアドレス		署名者変更について
電話番号		
任意署名者ヘコメント		・他の人に依頼する:署名者を変更する場合(署名依頼
コメント		する方の名前/メールアドレスを入力)が必要になり
		ます。
	li li	・契約締結後、 <u>署名完了のお知らせメールが送信される</u>
「封筒名:	を見る 2	宛先は送信者と署名を行った方 となります。
*^		

署名者変更の際に誤ったアドレスを入力してしまった場合

署名者変更時誤ったアドレスを入力した場合 文書登録者(豊田市)に下記メールが送信されます

メール送信に失敗しました - Failed to send the email. -電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com> To: メール送信に失敗しました。 Failed to send the email 宛て先メールアドレスが正しいかご確認ください。 Please check if the destination email address is correct. 管理番号(Control number): [0000552] 文書名(Document name): [発注書a] 送信先メールアドレス(destination email address): _____ 1.2 電子印鑑GMOサイン運営事務局 e-contract service Agree Management Office 07 JP https://www.gmosign.com/form/ EN https://www.globalsign.com/en/company/contact _____ -11-

注意事項

- ・転送先のアドレスが存在しないアドレスだった 場合は豊田市(文書登録者)のみにエラーメー ルが送られます。※1
- ・存在しないアドレスを入力した場合でも画面上 は転送完了となります。そのため、受注者側で 転送作業完了後に入力ミスがあったか否かの判 断ができません。

転送先のアドレスを十分ご確認の上、署名者変更 を行ってください。

X1

01

-11-

契約締結の流れ【落札(決定)後】

文書を確認します

	基本契約室	
★書 I (1/1) 基本契約書 三 手 エックリスト 1 (四) ▼ 不可扱署名 1	<section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><text><text><text><text></text></text></text></text></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header>	 1 文書 2 内容 3 【5 表示 さる
] &×≌n#	基本契約室	
文書 1 (1/1) 体交的音 Ξ チェックリスト 1 ஹ ☆ 不可視署名 1	3 基本契約書(※電子契約のご確護用サンプル電面) 3 基本契約書(※電子契約のご確護用サンプル電面) 3 署名を完了しますか? 水タンを押下すると、全ての文書に同意し署名を完了します。 (************************************	〇印影の 〇印影の 子文書
3須班目:1/1 完了する	(本代約00日約) 第1条、甲は乙に対し以下の本面に彼い、本谷病品を構成的に良り渡し、乙はこれを買い受け る。 第2条 半年期時に、甲乙酸において領域される信約時時(以下(個別時時、という)に適用す 2条 半年期時に、日乙酸において領域される信約時時(以下(個別時時、という)に適用す 2、 1000000000000000000000000000000000000	

文書内容を確認します 内容に問題が無ければ、「完了」を押します 【完了する】をクリックするとメッセージが 表示されますので、問題なければ【署名手続 きを完了する】をクリックして署名完了です

操作手順



○印影の不要な「不可視署名」となります。
 ○印影のある署名(可視署名)と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

署名を完了する前に契約書等をダウンロードすることが可能です



複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブを クリックすることで文書を選択することが可能です

2 製品管理システム開発発注				
	發出保持契約書	3 業務委託契約書	1 送付获	
文書1(1/3) 機密保持契約書	00			
: Ξ チェックリスト1 リストを押すと該当箇所へ移動します。		秘密保持契約書		
📧 🥖 署名1	\odot	様式会社 <u>リンプル</u> (以下「甲」という。)と <u>ウケルイ</u> 構式会社(以下 「乙」という。)とは、動行効果に定める目的(以下「本目的」という。)のために、 用きたわくが用きたり開始である場合の認識を構成していたのためた単純なた時期である。		
💷 T テキスト入力1	\odot	キャルムの中田ナメントのテナションの中国の大阪の「おりの大阪」であるからで開始する。 第1条(副君信報)		
11日 丁 テキスト入力2	\odot	1 本現的において「秘密情報」とは、未現時時前は以降、本目的のために埋または 乙が相手力に開示する一切の情報をいう(以下、秘密情報を得示した者を「展示当 事者」、秘密情報を受加した者を「受領当事者」という。)。開送当事者は、書面		
■ T テキスト入力3	G	はて敏速機構を受知事事に現かする場合には、その尊重上に経営である存在点前 がおんき情報を優知事事をに開かする場合には、現分の第に関 がおんき情報を優加事事をに開かるる場合には、現分の第に なったい、当該最密を推断したいていたない、別に定相 i 5 minuti-co-の198 を書類にした なったい、当該最密を推断したいたが知識した。 (1) 回帰後、受知事事者が法理していた想理 (2) 回帰後、受知事者が法理していた想理 (3) 回帰後でたることのなり、2011年ののかったのないの (3) 回帰後でたることのないののではない。 (3) 回帰後でたることのないののではない。 (4) 回帰後、受知事者が法理していた想理 (4) 回帰後、受知事者が法理していた想理 (5) 回帰後ではためにおいたのないたいた。 (5) 回帰後でのないためにないたのないたいでのないたのないたいでのな可能のないたのないたいでのな可能の いたの意見についてのなの意味が感		
必須項目:0/3 完了	する	開示百事者の書面による事前の承諾を得ることなく本目的のために知る必要のあ る自己の役員および従業員ならびに参選士・公認会計士など価約に守秘護務を負う		

市側へ署名依頼メールが届きます

メール件名「豊田市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」



・第一署名者(受注者)の署名が完了しますと自動で第二署名者(市側)へ署名依 頼メールが送信されます。

署名完了後:署名済文書の御案内のメールが届きます

メール件名:「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元:「電子印鑑GMOサイン」

①事業者、自治体双方の署名完了後、上記の件名 及び差出元の例に示したような電子署名完了のお 知らせが、事業者及び自治体の双方に電子メー ルで届きますその内容は、右の記載例のとおりで す。

②メールに記載の「ダウンロード」から電子署名 が行われた契約書をダウンロードできます。 【御案内のメールの例】



契約書のダウンロード方法



契約締結の流れ【契約締結後】

契約締結日について

委託契約書	シションションションションションションションションションションションションション
1 委 託 名	
2 委託場所	0地方日石法第234余第5頃に基つざ、 <u>安注省、羌注省以</u> / が雪子署名を講じた日が契約締結日 となるため契約日(
3 委託内容	- 記載はありません。
4 契約金額 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	O受注者が第一署名者、市側が第二署名者となるため、 約締結予定日(履行開始日)までに受注者の電子署名
5 契約保証金	講じられるようにお早目のご署名をお願いいたします。
6 委託期間 自 年 月 日 至 年 月 日	
7 支払特記	
8 契約特記	
上記の委託業務について、委託内容の適切な履行により市政の円滑な運営に資する ことを契約の目的として、発注者 を甲とし、契約者 を乙として、次の約款により契約する。 契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通 を保有する。ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合 は、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2 に規定する電子著名を行い、各自その電磁的記録を保有する。 なお、 年 月 日から本契約の締結までの間に、当事者がなした本契 約に定める行為に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして、本契約を適用す る。	
年 月 日	
(甲)発注者 豊田市西町3丁目60番地 豊田市	
代表者 豊田市長 印	

署名完了後の文書の状態

様式第4号(その2)(第33条関係) 委 託 契 約 書

1 委 託 名 2 委託場所

3 委託内容

4 契約金額 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

5 契約保証金

6 委託期間 自 年 月 日 至 年 月 日

7 支払特記

8 契約特記

上記の委託業務について、委託内容の適切な履行により市政の円滑な運営に資する ことを契約の目的として、発注者 を甲とし、契約者 を乙として、次の約款により契約する。 契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通

を保有する。ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合 は、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。 なお、 年 月 日から本契約の締結までの間に、当事者がなした本契

約に定める行為に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして、本契約を適用す る。

年 月 日

(甲)発注者 豊田市西町3丁目60番地 豊田市 代表者 豊田市長

(乙)契約者 住 所 氏 名 不可視署名について

 ○印影はありませんが、「電子署名情報」、「タ イムスタンプ情報」が付与されています。
 ○印影のある署名(可視署名)と同様に契約締結 でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。
 ○電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerの電子署名パネルや、GMOサ インの「文書管理内」プレビュー、契約締結時に 発行される「電子契約締結証明書」からご確認い ただけます。(3 電子署名の確認方法参照)

印影はありません(不可視署名)



電子署名の確認方法

電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】署名パネルボタンを押すと表示されます。



電子署名の確認方法②

【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

○GMOサインの「文書管理」内の [プレビュー] 表示時に署名者の情報が確認できます ○ご利用には無料のアカウント登録が必要です。

管理番号	
Signing Time	
署名者情報	業務委訂
に承認しました	株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社 約を締結する。
署名者情報	第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委託
に承認しま した	第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次の る。
署名者の氏名やメールアドレス、 作業日時が記録されています	 1. 甲の運営する店舗「」の管理 2. 機器の点検メンテナンス
	3.「」に係る販売促進業務
	第3条 甲は乙に対し、委託料として月額
	第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用

電子署名の確認方法③

【契約締結証明書で確認】

○プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
 ○電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
 ○契約締結した書類に関しては、左下に紐づけするIDが表示されます。

GMOサイン	電子契約締結証明書	🎍 署名済みであり)、すべての署名が有効です。	署名パネル
 文書名 管理番号 文書作成者 文書作成者メールアドレク 総結証明書ID 操作日時 署名方 	経営委任契約書_001 0000015 GM0グローバルサイン・ホールディングス株式会社 7dfdlld5126db4c1699470984eec8b02	С С С.	工期は次のとおりとする。 着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内 完成 : 着手の日から 日以内 引渡し: 完成の日から 日以内 第3条(代金) 請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。 契約成立時 金 円 引渡しの日 金 円 第4条(注文者の負担) 建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。	
IPアドレス 2020/07/31 20:09(JST) (123, 234, 12, 34) 実印ら	Pイプ CX GMO 太郎 0 GM0クラウド株式会社 00 ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP	-	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2020/07/31 20:09(JST) 契約印 111.23.45.67	タイプ GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou #gmocloud.com		第6条(危険負担) 天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを 帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。	
2020/07/31 20:09(JST) 契約印 10.0.200.30	タイプ GMO 花子 09012345678	契約締 7dfd11d512	結証明書回 と一致します 26db4c1699470984eec8b02	



困ったときは



お気軽にお問い合わせください



